

堺市立深井中央中学校

いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

＜基本理念＞いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)・堺市いじめ基本方針より

- いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」、「誰もが被害者にも加害者にもなりうるもの」という認識を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための施策を講じ、全ての教職員が取り組む。
- いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、学校において、いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。あわせて、全教職員は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決等、いじめ防止に努めるものとし、特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

＜いじめの定義＞

- 「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該生徒の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 留意点：個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 仲間はずれ・集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。などがある。

＜いじめ防止対策の校内組織＞

いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。

- (1) 名 称：生徒指導委員会「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭
(必要に応じて学年主任や人権担当、スクールカウンセラー等の外部専門家)
- (3) 役 割：
 - ア いじめ防止基本方針の策定と未然防止の取り組み
 - イ いじめへの対応 ※（早期解決の項：事象の発生、疑われる場合の具体的な手立て参照）
 - ウ 教職員の資質向上のための研修企画
 - エ 年間計画の策定と実施、および進捗状況の掌握と方策の見直し
 - オ 市教育委員会、警察等の外部関係機関との連携

2. いじめ防止対策のための具体的な方策

＜いじめの未然防止等に関する取り組み＞

『いじめを生まない土壌づくり』

—「自分」を大切にしながら「人のために」という心の醸成をめざして—

いじめの早期発見のため、多様な情報の収集に全力で取り組むとともに、全生徒が安心して生活学習できる学校の雰囲気を作り、規範意識の醸成を教員全員の目標としながら、次の6点を念頭に学級経営や教科授業に取り組む。

①「道徳・人権教育」の充実

- 自他を尊重する態度の育成や規範意識の醸成をめざし、道徳指導計画に基づく道徳・人権教育の授業を実施する中で、生徒自身の日常的な行動実践へと結実するように全教育活動で推進する。
- 生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、正しい人権感覚を持った教職員と生徒、生徒同士の心のふれあいを通し、お互いに尊重し、思いやりのある学級・学校づくりに努める。

②「いじめを許さない」集団づくり

- 学級活動を通して、互いを尊重し、良さを認め、協力し支え合い、生徒が安心して自己有用感を感じられるクラス作りに取り組む等、特別活動の充実を図り、望ましい人間関係を構築し、集団の目標に向かって励ましあいながら成長できる集団作りに努める。

③「わかる授業」の推進と授業規律の確保

- 指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究など授業改善に取り組み、どこまでもわかる授業づくりのために研修する。また、学習の中で生徒が自尊感情を高め、達成感や充実感を得られるよう、生徒の居場所と出番のある授業作りをめざす。

④「生徒会活動」の活性化

- 「生徒力」を生かすボランティア活動など、生徒会執行部を中心とした生徒が主役となり、主体的に取り組める活動を企画し、全校生徒への啓発活動を行う。

⑤「インターネット等」におけるいじめの防止対策

- 携帯等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話や研修（例：N T T等関係機関による携帯安全教室）等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みなどをしないように、情報モラル教育の生徒研修や指導を行う。保護者に対しても、携帯の「家庭でのルールづくり」について啓発を行う。
- ネットいじめ防止プログラムを実施し、ネットやS N S等に関するトラブルの未然防止に努めるとともに生徒個々に対する情報モラルの定着に取り組む。

⑥「配慮を要する生徒」に対するいじめ防止に向けた支援

- 特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導等を通して、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う等、きめ細やかに対応する。

<いじめの早期発見のための方策>

①「いじめ調査」の定期実施

いじめの早期発見のため、在籍する生徒に関する情報の収集を行う。

- 生徒対象いじめアンケート調査の実施
学期に1回 年3回（6月・11月・2月）
- 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査の実施
定期テスト前後 学期に1回 年3回（6・7月、11・12月、2・3月）

②「いじめ相談体制」の確立

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備する。

- スクールカウンセラーの活用（毎週水曜日に相談窓口の開設）
- いじめ相談窓口の設置（生徒相談室・心の教室・保健室）

生徒の相談窓口は担任であることが多いが、教職員だれにでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教員が対応できるよう、普段から協力体制を築いておく。

学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。

- 教育委員会 教育センター 子ども電話教育相談「こころホーン」 072-270-5561
- 教育委員会 教育センター 「ソフィア教育相談」 072-270-8121
- 教育委員会 教育センター 「ふれあい教育相談」 072-245-2527
- 教育委員会 生徒指導課 「いじめ相談窓口」 072-228-7436
- 堺市子ども相談所 072-245-9197
- 子育て支援課 072-278-0178・072-270-0550（地域の子育て支援センター）
- 中堺警察 072 - 242 - 1234

③「教職員の資質の向上」に向けた取組の実施

いじめの防止対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に向けた教職員の資質向上を図る。

3. いじめに対する措置

(※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動)

<早期解決に向けて>

対応に関すること

- いじめ事象が予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。

事象の発生、疑われる場合の具体的な手立て

- ① 正確な事実の収集（調査・聞き取り等）
- ② 指導・支援体制 いじめを受けた被害生徒、保護者への報告と支援
- ③ いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼
- ④ 市教委、警察等の関係機関への報告、連携
- ⑤ 集団への指導
- ⑥ 再発防止のための対応策の検討

① 正確な事実の収集（調査・聞き取り等）

《学級担任等、養護教諭》

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」としての対応》

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当、管理職等で役割を分担）
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要

- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③－A 子どもへの指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対応する教員》

- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた生徒に対応する教員》

- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- 執拗に、いじめ行為を続ける生徒に対し、学校が行うべき指導や措置を徹底して行っても、十分な効果を上げることが困難である場合等、状況に応じて関係機関等とも連携して対応していく。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」としての対応》

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、及び、教育委員会スクールサポートチームや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

「いじめの解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

- 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

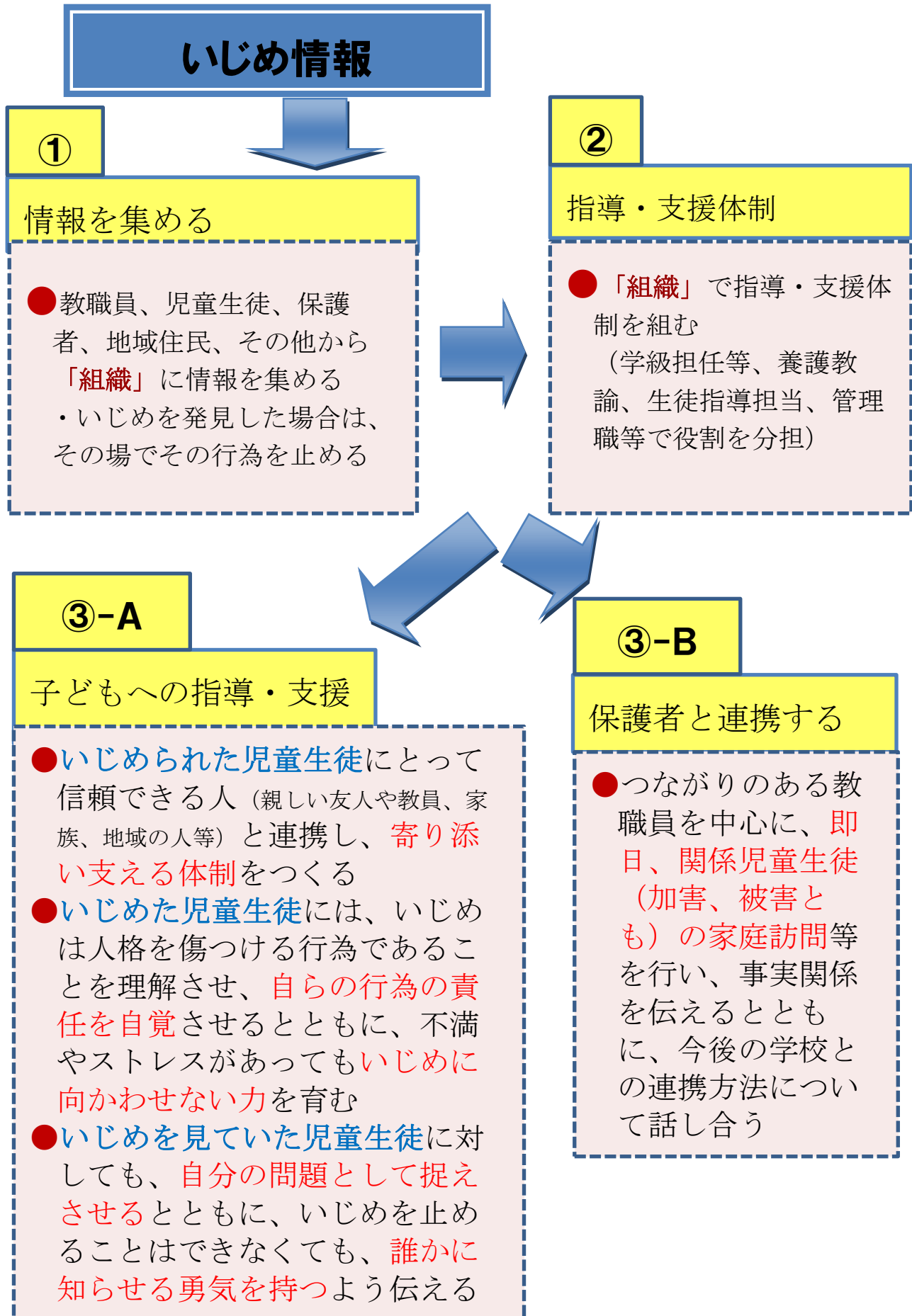
《学級担任を含む複数の教員》

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供

4. いじめ防止対策における教員の留意事項

- ① しつこい嫌がらせや悪ふざけなど、いじめを疑われる行為を発見した場合は、声かけをし、その場でその行為を止める。
- ② いじめ事案に関する情報を知らせてくれた生徒の安全は十分に確保する。
- ③ いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮をしながら、毅然とした対応を行う。（市教委からの指示を仰ぎ、警察との連携による処置も含む。）
- ④ いじめを見ていた生徒に対しては、無関心を装うのではなく、自分の問題として捉え、止めることができなくても誰かに知らせる勇気を持つことを伝える。
（傍観者への指導）
- ⑤ いじめをはやしたてたり、面白がったりなどいじめに同調する生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。（観衆への指導）
- ⑥ 年3回の学校協議会において、協議員・関係者評価員にいじめに対する目標設定や達成状況、アンケート結果を踏まえた状況報告を行うことにより適正に学校評価を受け、改善に努める。（学校評価）

組織的ないじめ対応の流れ



5. 重大事態への対応

重大事態の意味（法第28条1項）

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめの被害を受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
 - ◆ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ◆ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ◆ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ◆ 精神性の疾患を発症した場合 など
- 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- 重大事態への対処に当たっては、いじめの被害を受けた児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。